

神奈川県県営住宅条例施行規則第42条第2項の ただし書きの取扱要領

1 目的

この要領は、神奈川県県営住宅条例施行規則（「以下、規則という。」）第42条第2項のただし書きによる、県営住宅駐車場（「以下、駐車場という。」）の使用の申込みについて必要な事項を定めるものとする。

2 空き駐車場区画の扱い

- (1) 駐車場に空き区画が生じ、他に1区画目の使用の申込がないときは、必要に応じ速やかに明渡しができることを条件に、1世帯に2区画目を割り当てる。
- (2) 同一団地に2以上の住宅がある場合は、住宅間で相互利用を行う。
- (3) 住宅間で相互利用を行った後、まだ空き駐車場区画が生じる場合は、必要に応じ速やかに明渡しができることを条件に、1世帯に2区画目を割り当てる。

3 対象団地

空き駐車場区画のある県営住宅団地とする。

4 駐車場募集区画

空き駐車場区画から、空き家戸数分の駐車場区画を除いた区画とする。

5 駐車場使用の申込

神奈川県県営住宅条例（「以下、条例という。」）第59条第1項及び規則第42条第1項による。

6 駐車場使用者の決定

条例第59条第2項及び規則第43条による。

7 駐車場の明渡し条件

要領2における明渡し条件については、次のとおりとする。

- (1) 1世帯に1区画目の駐車場使用の決定をする場合。
- (2) 規則第43条第1項1号から3号に該当する者の駐車場使用の決定をする場合。

8 駐車場の明渡し方法

1世帯2区画の駐車場使用者は、要領7の駐車場使用の決定があったときは、2区画の駐車場使用者による公開抽選により、駐車場を1区画明渡すものとする。ただし、2区画とも規則第43条第1項1号から3号に該当し、駐車場使用者の決定をした者は除く。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。